

### 3 組 織

#### (1) 組織の充実

シルバー人材センターが社会情勢、経済環境に対応して事業を行って行くためには組織の充実、強化が重要です。一人一人がそのことを認識し対応していかなければなりません。そのためには各組織では以下主要課題を実施していきます。

##### ☆総会

総会はセンターの最高意思決定機関であり役員の選任、決算の承認、定款の変更等重要事項を決定する場であり会員として出席は義務であります。今後も総会出席率アップの方策を理事会、部会で検討していきます。

##### ☆理事会

理事主導体制で入会時の説明会、受付、心構え研修、就業相談等を行っています。今後も理事主導で新規事業、就業先開拓、地域貢献、社会奉仕などを行っています。

##### ☆作業部会及び委員会

センター事業円滑推進のため、総務、事業の作業部会と、広報・安全管理委員会などと連携を密に行い情報共有、意思疎通を行っています。

##### ☆地域班・職群班

地域班では地区委員（理事）と地域班長との連携協力体制で活発な活動がされています。会員数の変動により地域班の再編成を重ねてきましたが今後も見直しを行っています。職群班も担当理事と

連携協力して活発な活動がされています。新たな事業等によって今後職群班の見直しも行っていきます。

#### ☆事務局

センター事業の重要な業務、事務処理を行っています。今後も現在の請負事業に派遣事業、新規事業を効率よく迅速に対応していきます。

### (2) 財政基盤の確立

シルバー人材センターを取り巻く環境は、年々厳しさを増してきているものの、当センターの契約金においては、比較的順調に推移しているところであり、平成27年度では4億8千2百万円で、平成33年度には5億2千5百万円を見込んでいます。

今後、当センターにかかる諸条件に大きな変革が起こる可能性も考えられますが、地道に着実に組織を運営していきます。

公益法人制度改革に伴い、当センターも平成23年度から公益法人として活動しておりますが、公益法人は定められた財務基準を毎年度達成することが義務付けられています。なかでも「収支相償」、つまり各事業年度において収支の均衡が求められ、いわゆる利益や損失を出してはいけないことになっています。毎月3千万円を超え、今後も増加が見込まれる配分金の支出に必要な資金を確保するためにも、引き続き未収金の早期回収や諸経費の削減、事務費率の改定も視野に入れつつ、収支が均衡するよう運営していく必要があります。そして、事業拡大に伴う財政基盤を確立するには困難な状況もありますが、そのなかでも効率的な運営に取り組んでいきます。

また、センターへの補助金は、昭島市、国及び東京都から交付されておりますが、近年の補助金は派遣事業や介護事業等、新規事業

を対象とするものが多くなっております。このような補助金の交付を受け財政基盤を確立するためには、新規事業への取り組みが不可欠です。

### (3) 職群班別担当理事の配置

理事主導の運営体制が着実に定着してきているとはいえ、シルバー人材センターの主目的の「就業」に関し、まだまだ理事との関わりが十分とはいえません。今後益々働く会員に理事が関わっていく必要があります。

#### ☆職群班別担当理事制度

平成28年10月現在、職群班は22班で組織されており、平成19年10月に職群班別担当理事制度を導入して以来、職群班での意見や問題点は担当理事を通じ理事会に届く環境になりました。今後は、未組織の職群に対して職群班の組織化を図り、新設された職群班に担当理事を配置し、「就業」に理事が関わる体制づくりに努めていきます。

### (4) 理事の選任

公益社団法人においては総会と理事会が必須の機関とされており、理事はその中核をなすものであります。理事会を活性化させ必要に応じて定款や規程を変更するなどして、センター運営が適正かつ効率的に行われるような理事の選出を図る努力が必要です。

## ☆理事候補者の選定

理事は総会の決議によって選任されますが、理事になって欲しい人、適任者を探し出すことは実際問題としてかなり難しいことです。地域班の班長や仕事別グループのリーダー、更には一般の会員のなかから常に問題意識を持ち、センター運営に対して高い関心と意欲を持った理事候補者になりうる人を、理事会と事務局が連携し、継続して人材の発掘に取り組んでいきます。

## (5) 各種規程類の見直し

社会環境の変化に的確に対応しつつ、センターの現状を変革しながら事業を推進していくことが不可欠との認識のもとに規程や要綱を見直していく必要があります。

## ☆定款

定款はセンターの憲法ともいえるべきもので、早計に改定を進めることはできませんが、センター事業を取り巻く環境が厳しさを増し、変化への対応が求められるなかでは、今後も適切な判断が必要です。

## ☆規程、要綱及び規則

必要に応じ適宜見直しをしていきます。

